

# 第27回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年8月29日（金曜日） 開始 15:30 終了 17:00  
会 場 串間市役所3階大会議室

## 出席農業委員

11名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫  
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 23番 上村 眞司  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 （4番欠番）

## 欠席農業委員

2名

20番 島田 正弘、25番 廣見 安彦

## 出席推進委員

13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸  
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博  
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎  
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員

0名

## 議事録署名委員

12番 野邊 康德、19番 松田 富夫

## 議事日程

第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について  
第2 議案第171号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3 議案第172号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4 議案第173号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）

## 出席事務局

5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊  
調整係長 酒井 尋 主任書記 前田 穰 書 記 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第27回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、20番委員と25番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員11名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

#### 議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

12番 野邊 康徳 委員

19番 松田 富夫 委員 をお願いします。

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。まず、議案書の9ページをお開きください。議案第172号、農地法第5条申請番号3番の権利の欄に所有権移転無償とありますが、有償に訂正をお願いします。次に、議案書の11ページをお開きください。議案第172号、農地法第5条申請番号6番の転用用途に宅地の一部（昭和25年頃）とありますが、平成28年に訂正をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

#### 報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は3件でございます。内容といたしましては、農地売買と基盤整備事業に伴う農地集積促進

事務局

が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。

**議案第171号：農地法第3条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。当該議案に16番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。暫時休憩します。

（ 16番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第171号は、申請番号1番から4番の所有権移転に関する4件でございますが、先に2番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から4番の4件でございますが、先に申請番号2番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、12番委員より申請番号2番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

12番委員

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番につきまは、渡人が非農家で管理できないため、現耕作者である受人に売り渡し、家庭菜園として利用するため申請されたものであります。受人は申請地にスイカやズッキーニなどの季節の野菜を作付するため、全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人と父が200日、妻と姉が20日、母と祖父が100日の従事があるため、機械保有・労

12番委員

働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は宅地であり、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号2番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第171号、申請番号2番の1件は許可することに決定いたします。  
暫時休憩します。

（16番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、先ほど審議しました2番を除く、申請番号1番と3番から4番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号2番の1件を除く、申請番号1番と3番から4番の所有権移転に関する3件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろ

事務局

しく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は非農家で管理ができないため、隣接農地を所有する受人に売り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家であり、毎年、水稻、飼料用米、飼料用稲、飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人と子が340日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稻、飼料用稲が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番につきましては、渡人は高齢で管理ができないため受人に売り渡し、受人は申請地の田には水稻を作付けし、畑にはグァバを植栽する計画です。受人世帯は、毎年水稻の作付けとグァバを栽培しており、農業従事状況については、本人が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の畑の周囲に農地はなく、田の周辺は同じく水稻地帯ですが、農薬の使用は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番3番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番の1件について、24番委員より説明をお願いします。

24番委員

議案第171号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番につきましては、渡人は高齢で管理できないため、受人に譲り渡し、受人は申請地に飼料用稲を作付する計画です。受人は、毎年水稻と飼料用稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は、水稻、飼料用稲が作付けしてありますが、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号4番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請3件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第171号、申請番号1番と3番から4番の3件は許可することに決定いたします。

**議案第172号：農地法第5条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第172号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から6番の6件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第172号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番から6番の6件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請6件は、8ページにあります農地法第5条第2項第1

事務局

号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第172号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と2番の所有権移転に関する2件でございます。まず、1番につきましては、受人は蓄電池システムの構築、運営、管理を行う会社で、電力鉄塔に直接接続される系統用蓄電所を設置し、蓄電した電力による売電事業を行いたく申請されたものであります。申請地図面の1ページから4ページをご覧ください。申請地の周囲は、西側に農地が隣接しますが、段差があり申請地よりも高くなっていることから影響はありません。また、雨水は自然浸透で土砂流出等の影響はないと考えます。次に、2番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、林業を経営する受法人が植林し、今後は山林として管理したく申請されたものです。申請地図面の5ページから7ページをご覧ください。申請地の周囲は、西側及び南側に農地が隣接しますが、雨水については自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号1番と2番の2件について調査いたしました。が、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、6番委員より説明をお願いします。

6番委員

議案第172号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、受法人が隣接宅地と一体的に購入し、今後も山林として管理したく始末書添付で申請されたものです。申請地図面の9ページから11ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号3番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番の1件について、13番委員より説明をお願いします。

1 3 番委員

議案第 1 7 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 4 番の所有権移転に関する 1 件でございます。4 番につきましては、以前より渡人の宅地の一部として使用されていましたが、財産処分にあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 1 3 ページから 1 6 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水については排水溝を利用し側溝に配水するため問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 4 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 5 番の 1 件について、1 1 番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第 1 7 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 5 番の所有権移転に関する 1 件でございます。5 番につきましては、申請地は耕作不便で植林に至っており、財産処分にあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 1 7 ページから 2 0 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 4 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 6 番の 1 件について、1 9 番委員より説明をお願いします。

1 9 番委員

議案第 1 7 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 6 番の所有権移転に関する 1 件でございます。6 番につきましては、以前より渡人の宅地の一部として管理されていましたが、娘へ贈与するにあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 2 1 ページから 2 4 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 6 番の 1 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請6件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第172号、申請番号1番から6番の6件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第173号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）**

議長（1番）

次に議案第173号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。  
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第173号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号1番から4番の4件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、12ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号1番から4番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員

議案第173号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号1番から4番の4件を説明します。この4件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請4件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第173号、申請番号1番から4番の4件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。  
これで第27回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年8月29日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

12番 野邊 康德

19番 松田 富夫